

2024 年度

F20H 第 24001 号

労働者派遣契約書

契約件名 資産運用リモートセンターにおける労働者の派遣

契約金額（予定） 金 円
（うち消費税及び地方消費税額（予定） 円）

内訳は本契約書別添のとおり

株式会社ゆうちょ銀行（以下「甲」という。）及び※※※株式会社（以下「乙」という。）は、「資産運用リモートセンターにおける労働者派遣」に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、本契約書（本契約書別添、別紙を含む。）のほか、本契約の一部を構成する本契約書附属の仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める条件及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、乙の雇用する派遣労働者を甲に派遣し、甲の指揮命令に従って、甲のために業務に従事させるものとし（以下かかる乙の業務を「本件業務」という。）、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

（本件業務の内容等）

第2条 本件業務の内容は、仕様書のとおりとする。

（作業時間数及び代金の確定）

第3条 本契約の作業時間数は第13条の規定により確認が完了した後、派遣労働者の実際の労働時間をもって確定とする。

2 乙は、本契約書及び仕様書に別段の定めがない限り、本契約書又は本契約書別添に定める一人当たり予定作業時間数と前項に定める作業時間数との間に増減が生じても異議を申し立てることができないものとする。

3 第1項に規定する、甲が確定した作業時間数に本契約書別添に定める単価を乗じて算出した金額をもって乙に支払われる代金とする。

4 乙が本件業務の履行に要する一切の費用は、前項の規定により確定した代金に含まれるものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第4条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(届出事項の変更)

第5条 乙は、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに甲に報告しなければならない。この場合、乙は甲の要求若しくは必要に応じて届出事項に関する確認資料を提示しなければならない。

2 前項の規定による乙の届出が遅滞したために生じた乙の損害について、甲は責任を負わないものとする。

3 甲の乙に対する本契約に関する通知が、届出の住所に延着し又は到達しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなす。

(仕様書等の疑義)

第6条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責めを免れることはできないものとする。ただし、乙が当該説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明に従うことを求めたときは、この限りでない。

(適正な派遣就業措置)

第7条 甲は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令並びに本契約書及び仕様書等に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させるものとする。

2 乙は、甲の就業場所において、乙の派遣労働者が甲の指揮命令に忠実に従い、甲の職場の規則、秩序及び施設管理上の諸規則、作業心得等を遵守し、就業上の諸規則に違反しないようにするものとし、このため、これに関する教育指導等の適切な措置を講じなければならない。

3 乙は、本契約の履行に際して、第三者から乙に派遣された派遣労働者を甲に派遣してはならない。

(責任者の選定)

第8条 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任する。

2 派遣先責任者及び派遣元責任者については次のとおりとする。

(1) 派遣先責任者

仕様書のとおりとする。

(2) 派遣元責任者

仕様書のとおりとする。

(苦情の処理)

第9条 甲及び乙は、それぞれ派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を選任する。派遣先で苦情の申出を受ける者及び派遣元で苦情の申出を受ける者は次のとおりとする。

(1) 派遣先で苦情の申出を受ける者

仕様書のとおりとする。

(2) 派遣元で苦情の申出を受ける者

仕様書のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出を受けたときには、前条で定めた各々の責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知する。

(安全衛生等)

第10条 乙は派遣労働者に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、甲に派遣しなければならない。

- 2 甲は、仕様書に定めるとおり、派遣労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- 3 甲は、派遣労働者に対し、仕様書に定めるとおり、便宜供与及び福利厚生に関する措置を講じる。

(作業内容の指示)

第11条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、指揮命令者を定め、派遣労働者に対し必要な指示をすることができる。

- 2 指揮命令者の氏名並びに役割は仕様書のとおりとする。
- 3 甲の都合により、前項の内容が変更された場合、甲は乙に対し適宜の方法によりその旨を通知する。

(派遣労働者の交代)

第12条 甲は、乙の派遣労働者が業務の遂行にあたり仕様書に定める事由に該当する場合、乙に対し理由を明示して派遣労働者の交代を要請することができる。

- 2 乙は、乙の都合によりやむを得ず派遣労働者の変更をする場合、事前に甲に対し変更の理由を明示し、甲の承認を得た上で派遣労働者を変更しなければならない。

(本件業務の終了・確認)

第13条 乙は、甲に対し、書面をもって履行を完了した日の翌日から起算して3営業日以内に主管担当に提出し、当月における本件業務の実績を報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告を受けた後、速やかに当該実績報告の内容を確認する。
- 3 前項の規定による確認の結果、甲において実績報告の内容に異議がない場合、甲は、当該実績報告を受けた日の翌日から起算して14日以内に、その結果を乙に通知し、かかる通知の乙への到達時をもって確認が完了したものとする。
- 4 第2項の規定による確認の結果、甲において実績報告の内容に異議がある場合、甲は、前項の期間内に、当該異議内容及び必要に応じてその理由を乙に通知する。

この場合、乙は、甲の通知に従い、実績報告の見直し、修正、是正等を行った上で、再度、書面により甲に実績報告を行い、甲の確認を得なければならない。

なお、これ以降の手順については、第1項から本項までの規定を準用する。

(代金の請求及び支払)

第14条 乙は、前条の規定により実績報告の内容の確認を受けるとともに、甲の指示する手続により請求内容の確認を受けた上で、当該確認が完了した部分に相応する代金の支払を支払請求書により請求することができる。

2 甲は、前項に定める支払請求書を乙より受領したときは、当該受領した日から起算して 30 日後を支払期限として、乙に対し代金を支払う。

(相殺)

第 15 条 乙が甲に対して損害賠償等の支払債務を負担するときは、甲は、当該支払債務と、甲が乙に対して負担する代金の支払債務とを対当額で相殺することができる。

(支払遅延利息)

第 16 条 甲は、支払期限までに代金を乙に支払わない場合は、未支払金額につき、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0%の割合で計算した金額を、遅延利息として乙に支払う。

2 前項の規定により計算した遅延利息の金額が 100 円未満である場合は、甲は遅延利息を支払うことを要しない。

(履行不能等の通知)

第 17 条 乙は、理由の如何を問わず、本契約の条件に従った履行の見込みがなくなった場合、又は履行ができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知しなければならない。

(契約の変更)

第 18 条 甲は、乙が本契約に基づく義務の履行を全て完了するまでの間において、必要がある場合は、派遣期間、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、本契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第 19 条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約の定めによることが不当となったと認められる場合は、本契約を変更するため、協議することができる。

2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて代金について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

3 前条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により、代金の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(中途解約)

第 20 条 甲は、派遣期間中であっても、本契約の全部又は一部を解約することができる。

(派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置)

第 21 条 甲及び乙は、乙の派遣労働者の責めに帰すべき事由によらずに本契約の解約又は解除を行う場合には、甲又は乙の関連会社等での就業をあっせんする等により、本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

2 甲は、前条の規定により本契約の解約を行おうとする場合には、前項の規定に従い本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、あらかじめ相当の猶予期間をもって解約

の申入れを行うこととする。これができないときには、乙に対し、少なくとも30日前までに書面にて解約の申入れをすることとする。

- 3 甲は、甲の責めに帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に本契約の解約を行おうとする場合において、本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保ができないときには、甲は、乙に対して、乙に生じた次の各号に定める損害について賠償をする。

なお、甲及び乙の双方の責めに帰すべき事由がある場合、甲及び乙は、それぞれの責めに帰すべき割合について考慮の上、賠償額について協議し、これを定めるものとする。

(1) 乙が、当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額

(2) 乙が、やむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、次のいずれかの額

ア 甲による30日前までの解約の申入れが行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは、30日分の当該派遣労働者の賃金に相当する額

イ 甲による30日前までの解約の申入れが行われなかったことにより乙による解雇予告の日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは、解雇の30日前の日から解雇予告の日までの期間分の当該派遣労働者の賃金に相当する額

- 4 甲は、派遣期間が満了する前に本契約の解約又は解除を行う場合であって、乙から請求があったときは、本契約の解約又は解除の理由について乙に対し明らかにする。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに直ちに、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取消等の処分を受けたとき。

(2) 解散その他営業活動を休止したとき、又は本件業務の履行に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。

(3) 支払の停止があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき。

(4) その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行若しくは担保権の実行としての競売等の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(6) 前3号のほか、資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(7) 本契約の重大な違反、故意若しくは重過失による本契約の違反、又は背信行為があったとき。

(8) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

- 2 甲は、乙が本契約の各条項に違反し、相当の期間において催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(反社会的勢力の排除)

第23条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは自ら若しくは第三者を利用して前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方は、何らの催告なしに直ちに、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙は、乙の派遣労働者が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと及び、乙の派遣労働者が自ら又は第三者を利用して第2項各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
- 5 乙は、乙の派遣労働者が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは自ら若しくは第三者を利用して第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は前項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに当該派遣労働者の交代のための措置をとらなければならない。
- 6 乙が、前項の規定に反した場合には、甲は、何らの催告なしに直ちに、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 7 第3項又は前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行わないものとする。また、当該解除により解除した当事者に損害が生じた場合には、解除された当事者は、当該損害を賠償しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第24条 乙は、自らが第22条第1項各号のいずれかに該当した場合、第22条第2項に基づき甲から本契約を解除された場合又は前条第3項若しくは第5項に規定する場合は、甲に対する本契約上の一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済しなければならない。

(損害賠償)

第25条 乙の債務不履行により甲に損害が生じた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、乙の派遣労働者の故意又は過失により、甲又は第三者に生じた損害を賠償しなければな

らない。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第 26 条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、違約金として契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）に 20% を乗じて得た金額を、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 6 条の規定に違反し、又は乙を構成事業者とする事業者団体が同法第 8 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙又は乙を構成事業者とする事業者団体に対し同法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該違約金につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0% の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

3 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲が乙に対し、その超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

4 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(権利の帰属)

第 27 条 乙の派遣労働者が派遣就業に関連して作成した一切の成果物及びこれらに関する発明、考案、意匠、資料、情報、技術等（以下「関連発明等」という。）の所有権並びにこれらに関し産業財産権を受ける権利（出願する権利を含む。）及びこれらに関する著作権その他一切の権利は、甲に帰属する。

2 乙は、派遣期間中のみならず、その終了後も、関連発明等を自己若しくは第三者のために使用し、若しくは第三者に開示してはならず、又は甲による関連発明等に関する権利の行使を妨げてはならない。

3 乙は、前項の義務を乙の派遣労働者にも遵守させなければならない。

4 乙は、関連発明等の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

5 乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償しなければならない。6 乙は、仕様書に知的財産に関する特別の定めがあるときは、これに従わなければならない。

(情報の取扱い)

第 28 条 甲は、乙に対し、本件業務の履行に必要な情報（文書、電子メール、電磁的記録等、当該情報を記載又は記録した媒体を含む。次項において同じ。）を開示又は提供する。

2 乙は、次条から第 31 条までのほか、本契約書別紙「情報保護・管理要領」を遵守し、甲から開示又は提供を受けた情報を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(秘密の保持)

第 29 条 乙は、本契約若しくは本件業務に関して甲から開示を受け、又は本契約若しくは本件業務の履行過程で知り得た甲の営業上、技術上等の一切の情報（次に掲げる情報及び第 31 条第 1 項に定める個人情報を除く。以下「秘密情報」という。）を善良な管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持しなければならない。

(1) 開示を受け又は知り得た際、既に保有していた情報

(2) 開示を受け又は知り得た後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(3) 開示を受け又は知り得た後、甲から開示を受け又は知り得た情報に関係なく、独自に取得し、又は創出した情報

(4) 開示を受け又は知り得た際、既に公知であった情報

(5) 開示を受け又は知り得た後、自己の責めに帰すことができない事由により公知となった情報

2 乙は、秘密情報を本件業務遂行の目的以外には利用してはならない。

3 乙は、甲の承認を得ずに秘密情報を複製してはならない。

4 乙は、次に掲げる場合を除き、第三者に秘密情報を開示又は漏えいしてはならない。

(1) 甲の事前の書面による承諾を得て開示する場合。

(2) 本契約の目的のために知る必要のある乙の役員及び従業員、並びに弁護士、公認会計士、税理士その他法令上の守秘義務を負う専門家に開示する場合。

(3) 法令諸規則、裁判所の判決・決定・命令、又は行政機関若しくは自主規制機関の命令・指示・要請等（以下「法令等」という。）に基づき開示する場合。ただし、法令等の認める範囲内において、事前に（事前に通知できない場合にあっては、開示後速やかに）甲にその旨通知するものとする。

5 乙は、前項各号（第 3 号を除く。）の規定に基づき第三者に秘密情報を開示した場合には、乙が本契約に基づき甲に対して負う義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、当該第三者が当該義務に違反した場合には、乙は、これにより生じた甲の損害について賠償責任を負わなければならない。

6 乙は、自己の役員及び従業員（派遣労働者を含み、以下「従業員等」という。）が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、従業員等が在任若しくは在職中に知り得た全ての秘密情報の返還又は破棄を義務付けるために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

7 乙は、本契約終了時に、甲の求めに応じ、秘密情報の一切を甲に返還し、又は甲の指示する方法によりこれらを破棄若しくは消去し、その旨の証明書を相手方に交付しなければならない。

8 乙は、自己（派遣労働者を含む。）が本条各項に違反して甲に損害を与えたときは、これにより生じた甲の損害について賠償責任を負わなければならない。

9 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(インサイダー情報に係る禁止事項等)

第 30 条 乙は、派遣労働者から入手したインサイダー情報（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 166 条第 1 項に定める業務等に関する重要事実及び第 167 条第 3 項に定める公開買付け等事実をいう。以下同じ。）を第三者へ開示又は漏えいしてはならない。また、乙は、当該インサイダー情報を利用して当該インサイダー情報に係る株券等の売買を行ってはならない。

- 2 乙は、派遣労働者が職務上入手したインサイダー情報を第三者へ開示漏えいしないこと及び当該インサイダー情報を利用して当該株券等の売買を行わないこと、また、不適切な取引（自己の職務と密接に関係する企業の株券等の売買）を行わないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 本条の規定は、派遣期間終了後も1年間有効に存続する。

（個人情報の保護）

第31条 乙は、本件業務の履行に際して甲より取扱いを委託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定める個人情報をいう。以下同じ。）の盗用、改ざん又は第三者への開示若しくは漏えい等をしてはならない。

- 2 乙は、本件業務の履行にあたり、個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の防止等のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務の履行以外の目的で、個人情報を加工、利用、複写又は複製してはならない。
- 4 乙は、従業員等に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止しなければならない。
- 5 乙は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、従業員等が在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の退職後の秘密保持又は返還若しくは破棄を義務付けるために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。
- 6 乙は、自己（派遣労働者を含む。）が個人情報の漏えい、滅失又は毀損等により甲に損害を与えたときは、これにより生じた甲の損害について賠償責任を負わなければならない。
- 7 乙は、本契約終了時に、甲の求めに応じ、個人情報の一切を甲に返還し、又は甲の指示する方法によりこれらを破棄若しくは消去し、その旨の証明書を甲に交付しなければならない。
- 8 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（報告・監査）

第32条 乙による契約内容の遵守、本件業務の履行又は秘密情報若しくは個人情報の管理その他甲が指定した事項に関連し、事故、苦情、事務過誤等（以下「事故等」という。）が生じ、又はそのおそれが生じた場合、当該事故等の発生原因の如何にかかわらず、乙は直ちに事故等が発生した日時、場所、原因及び対応状況その他本契約書別紙「情報保護・管理要領」で定めた事項を甲に報告し、速やかに対応措置を講じるとともに、その対応につき乙と協議の上で甲が決定するものとする。

- 2 乙は、甲が指定する期日までに、発生した事故等の具体的内容、原因、実施した対応措置等を内容とする報告書を作成の上、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、対応措置後に発生原因等を検証して再発を防止するための措置内容を策定し、甲の承認を得た後、速やかに事故等再発防止策を実施しなければならない。
- 4 甲は、第1項及び第2項の報告内容を確認するため、事前に協議の上、乙の事業所に立ち入り、本件業務の履行状況又は秘密情報若しくは個人情報の管理状況その他甲が指定した事項につき監査することができる。

なお、かかる監査の具体的な日程、方法、範囲等の詳細については、事前に甲乙協議の上決定する。

5 甲は、乙からの報告等又は監査の結果等を受け、必要があると判断するときは、乙に対し、本件業務の履行方法、秘密情報又は個人情報の管理方法等の見直し、修正、是正等を求めることができる。この場合、乙は当該見直し等を行った上で、その当否につき甲の確認を得なければならない。

(派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置)

第33条 甲は労働者派遣契約の期間中又は終了後1年以内に当該派遣労働者を雇用しようとする場合は、雇用の1か月前までにその旨を乙に通知しなければならない。

また、甲は乙を介した職業紹介により当該派遣労働者を雇用した場合には、乙に対し手数料を支払うものとする。当該手数料等については、事前に甲乙協議の上決定する。

(主務官庁等の検査対応等への協力)

第34条 乙は、甲から委託を受けた外部の専門機関又は主務官庁等による検査等の要求に応じなければならない。また、主務官庁等による検査等において、本件業務に関する報告等を求められた場合、乙は甲の求めに応じこれに協力しなければならない。

(公益通報者保護法に係る甲の窓口)

第35条 乙は、本契約の履行に従事する乙の役員及び従業員等に対し、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に係る甲通報窓口について甲指定の周知文を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めなければならない。

(紛争の解決)

第36条 甲及び乙は、本契約に関して紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決する。

(合意管轄)

第37条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年 月 日

甲 派遣先 住所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー
名称 株式会社ゆうちょ銀行
常務執行役 田中 隆幸

乙 派遣元 住所
名称 ※※※株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○
<事業許可番号>
一般労働者派遣事業：(派) ※-※※※